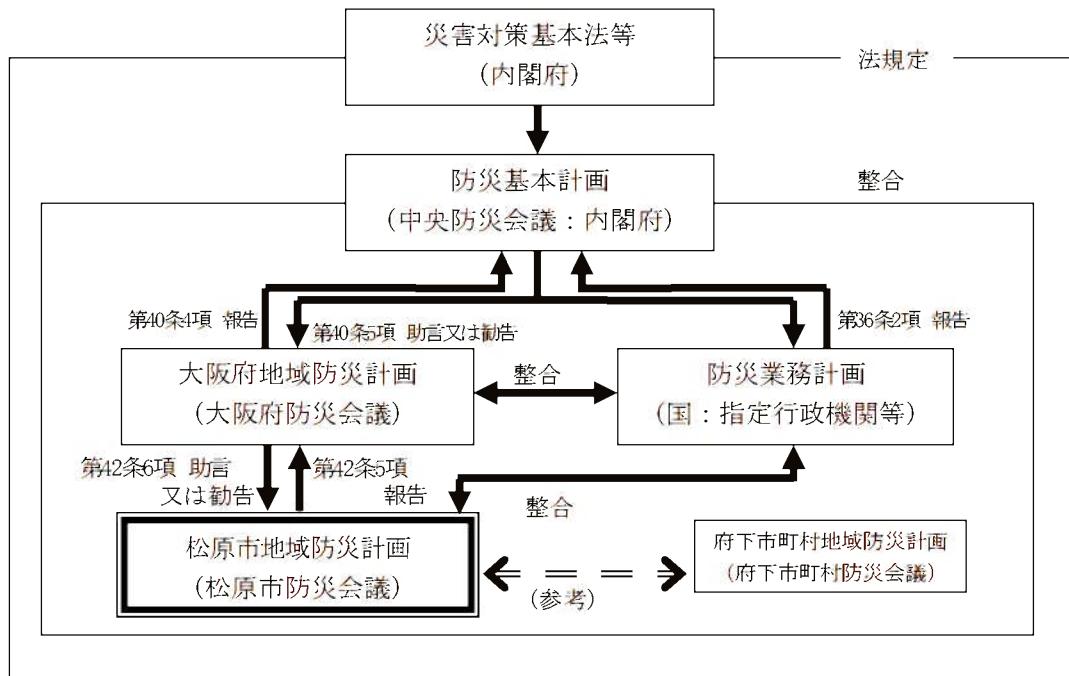


第1編 総則 目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 目的..... | 1 |
| 第2節 市域の概況..... | 2 |
| 第1 地理的条件..... | 2 |
| 第2 地質構造と主要な活断層の長期評価の概要 | 2 |
| 第3 気象..... | 4 |
| 第4 社会的条件..... | 4 |
| 第3節 災害素因の把握（防災基礎アセスメント） | 6 |
| 第1 自然的素因の把握..... | 6 |
| 第2 社会的素因の把握..... | 6 |
| 第3 地域の危険性の総合的把握..... | 6 |
| 第4 求められる防災対策..... | 7 |
| 第4節 災害の想定..... | 8 |
| 第1 想定災害..... | 8 |
| 第2 地震被害想定..... | 9 |
| 第3 被害想定調査結果の活用..... | 11 |
| 第5節 防災関係機関の業務大綱..... | 12 |
| 第1 松原市..... | 12 |
| 第2 大阪府..... | 15 |
| 第3 大阪府警察（松原警察署） | 15 |
| 第4 大阪航空局（八尾空港事務所） | 16 |
| 第5 大阪管区気象台..... | 16 |
| 第6 近畿地方整備局（大和川河川事務所） | 16 |
| 第7 自衛隊（陸上自衛隊第3師団） | 16 |
| 第8 指定公共機関及び指定地方公共機関..... | 17 |
| 第6節 住民、事業者の基本的責務..... | 19 |
| 第1 住民の基本的責務..... | 19 |
| 第2 事業者の基本的責務..... | 19 |
| 第7節 計画の習熟と修正..... | 20 |
| 第1 計画の習熟..... | 20 |
| 第2 計画の修正..... | 20 |

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。



また、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、市域の枠組みを超えた広域災害においては、市をはじめ関係機関が行う「公助」による災害対応には限界があることが明らかになった。

このため、市民・事業者等が「自らの命は自らで守る」という「自助」、市民・事業者等が「相互に助け合う」という「共助」と「公助」との連携によって、災害時における人命や建物等の被害を最小化し、災害からいち早く復旧・復興することが可能な「減災のまちづくり」を目指す。

第2節 市域の概況

第1 地理的条件

1 位置

本市は、金剛、葛城連峰を望む河内平野の一角にあり、大阪府のほぼ中央部に位置している。北は大和川を隔てて大阪市と接し、南と西は堺市、東は羽曳野市、藤井寺市、八尾市に接している。

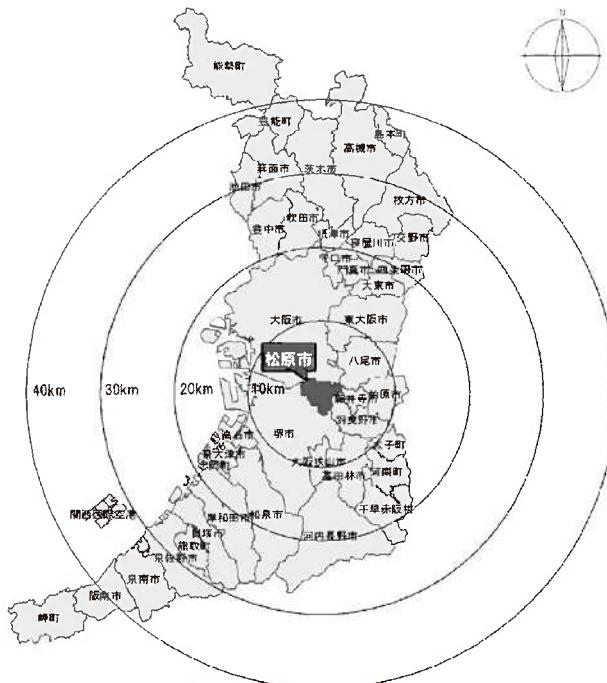
| 区分 | 東端 | 西端 | 南端 | 北端 | 市役所 |
|----|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 経度 | 東経135° 35' 19" | 135° 31' 25" | 135° 33' 21" | 135° 32' 48" | 135° 33' 16" |
| 緯度 | 北緯 34° 35' 11" | 34° 35' 11" | 34° 33' 02" | 34° 35' 46" | 34° 34' 29" |
| 町名 | 若林2丁目 | 天美西6丁目 | 丹南6丁目 | 天美北4丁目 | 阿保1丁目1番1号 |

2 地勢

本市は、ほとんどが平坦な地形で、その60%が20m以下の低位地帯であるが地盤は良好で、住宅地、工業用地に適している。

また、古くから灌漑用として多くのため池が造られてきた。近年、都市的土地区画整理事業の進展などで、ため池の数が減少したものので、今でも多くのため池が残っている。

一方、河川については、市域北側を東から西にかけて流れる全長約68kmの大和川、その支流である西除川、東除川、今戸川などの河川がある。しかし、全体的に本市を流れる河川は、掘削方式で人工的な河川構造となっている。



第2 地質構造と主要な活断層の長期評価の概要

松原市の地形は、大きく中位段丘面（泉北台地、河内台地）、低位段丘面（河内台地）、谷底平野・はん瀬平野（大和川低地）に分けられるが、非常に平坦な地形となっている。

これは、松原市域の地表面を構成する堆積物がせいぜい15万年前（地質時代では第四紀更新世に該当）の堆積であり、隆起・侵食といった大きな地形の変化を受けるほど時間が経過していないことに起因するものと考えられる。

1 中位段丘面の形成（更新世＝洪積世：15万年前～10万年前）

現在、松原市域に広く見られる泉北台地、河内台地等の中位段丘面は、地質年代の第三紀更新世（洪積世）、すなわち15万年前～10万年前に堆積した扇状地面であるといわれている。

この扇状地面に堆積物となる砂れきを運んだのは、現在の河床よりも数mから十数m高い位置を流れている西除川、東除川である。

2 低位段丘面（沖積段丘面）の形成（ウルム氷期～完新世＝沖積世前半期：約3万年前～約6000年前）

中位段丘面（扇状地面）形成後、しづく曲や断層に伴う地盤変動、気候変化に伴う海面変動の影響により、上記の扇状地面は下へ刻み込む侵食（下刻）の作用を受けることになる。西除川、東除川は旧扇状地面を北流し、侵食しながら谷底平野を形成していった。これが中位段丘の形成及び低位段丘面（沖積段丘面）の形成である。

このような作用は、ウルム氷期初期に当たる約3万年前から完新世（沖積世）前半期に当たる約6000年前に進行したと推定されている。

3 低位段丘（沖積段丘）の形成＝谷底平野・はん濫平野、自然堤防の形成（完新世＝沖積世前半期以降：約4500年前～）

低位段丘面が形成された後、さらに下刻が進み、低位段丘面は侵食作用を受けて段丘化した。これが低位段丘（沖積段丘）の形成である。以降、最も新しい地形面としてはん濫平野・谷底平野、自然堤防等の形成が進み、現在の地形が形成されていった。

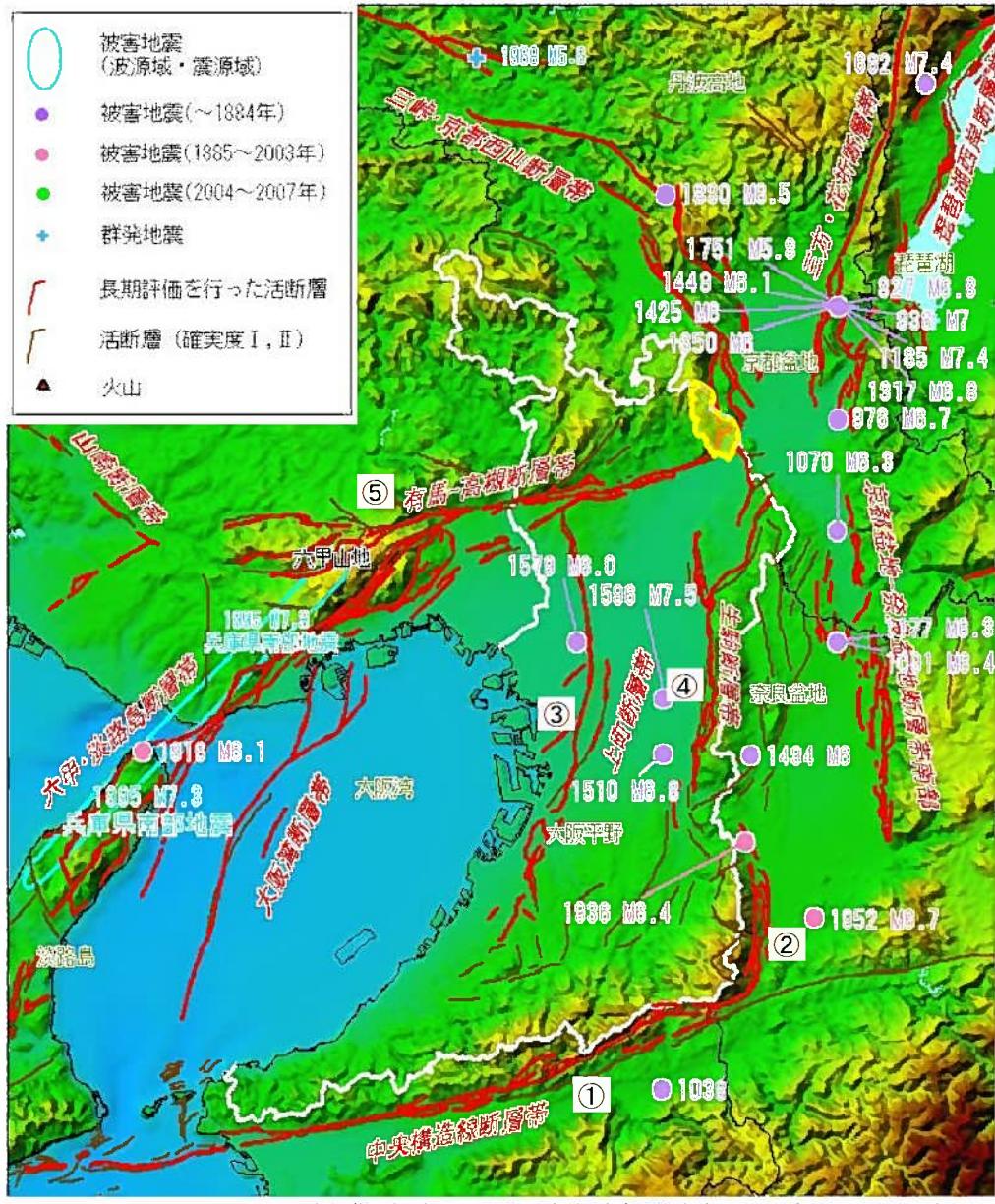
4 本市に影響を及ぼす活断層の長期評価の概要

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性【場所、規模（マグニチュード）及び発生確率】等を評価し、隨時公表している。これらの事項について、本市に関わる事項を以下に示す。

主要活断層帶の長期評価の概要（算定基準日 平成26年1月1日）

| | 断層帶名 (走行断層/活動区) | 長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード) | 我が国の 主な活断層に おける 相対的評価 | 地震発生確率 | | | 平均活動間隔 最新活動時期 |
|---|----------------------|------------------------------------|--------------------------------|---------------|----------------|----------------|--|
| | | | | 30年 以内 | 50年 以内 | 100年 以内 | |
| ① | 中央構造線断層帶 (和泉山脈南縁) | 7.6～7.7程度 | 我が国の主な活断層の中では高いグループに属する | 0.06% ～14% | 0.1% ～20% | 0.3% ～40% | 約1100年 ～2300年 7-9世紀 |
| ② | 中央構造線断層帶 (金剛山地東縁) | | | ほぼ0% ～5% | ほぼ0% ～9% | ほぼ0% ～20% | 約2000年 ～14000年 約2000年前 ～4世紀 |
| ③ | 上町断層帶 | | | 2%～3% | 3%～5% | 6%～10% | 8000年程度 約28000年前 ～9000年前 |
| ④ | 生駒断層帶 | 7.0～7.5程度 | 我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する | ほぼ0% ～0.1% | ほぼ0% ～0.3% | ほぼ0% ～0.6% | 3000年 ～6000年 1600年前 ～1000年前頃 |
| ⑤ | 有馬一高槻断層帶 | | | — | ほぼ0% ～0.03% | ほぼ0% ～0.07% | 1000年 ～2000年程度 文禄5年（1596年）慶長伏見地震 |

注)「ほぼ0%」は10-3%未満の確率値



(出典(図)：地震調査研究推進本部 地震動予測地図)

第3 気象

本市の位置する大阪府域は、各年によって多少の変動があるものの概ね16°C～17°C台で推移しており、年間を通して温暖な気候といえる。しかし、昭和44年頃からの推移をみると、気温は上昇傾向にある。

気象庁統計によると、平成25年の年間平均気温は、17.1°Cであり、降水量は1,418.0mmである（大阪管区気象台における観測値）。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、高度成長期に著しく増加したが、昭和50（1975年）年以後は停滞し、平成2年を

ピークに減少に転じている。平成22年国勢調査によると、市の総人口は 124,594人となっている。

一方、65歳以上の老齢人口は、増加傾向にある。高齢化が進むことによる 避難行動要支援者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加などが防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

したがって、これらの背景を踏まえて、災害時の防災対策のあり方が重要になってくる。

(各年10月1日現在、国勢調査)

| 年 | 人 口 | 世 帯 数 | 一世帯当たり 人 員 | 老 齢 人 口 (65歳以上) | |
|------|--------------|--------------|---------------|-----------------|-----------|
| | | | | 人 口 | 割 合 |
| 平成2年 | 人 135,919 | 世帯 44,510 | 人 3.05 | 人 12,100 | % 8.90 |
| 7 | 134,457 | 47,203 | 2.84 | 14,994 | 11.15 |
| 12 | 132,562 | 48,835 | 2.71 | 19,212 | 14.52 |
| 17 | 127,276 | 48,480 | 2.63 | 24,343 | 19.13 |
| 22 | 124,594 | 49,218 | 2.53 | 29,905 | 24.00 |

2 都市構造

(1) 土地開発

本市は、高度成長期に大阪市に隣接する住宅地として開発が進み、これらの住宅地と古くからある集落が共存する形で都市が形成されている。古くからある集落は、都市の風格や歴史を伝える反面、木造住宅が密集していることが多く防災上の課題となっている地区もある。

(2) 交通

ア 道路

市内には阪和自動車道、阪神高速14号松原線及び6号大和川線、西名阪自動車道、近畿自動車道など自動車専用道路が走っており、それらが松原ジャンクションで連結している。また、阪和自動車道と並行して大阪中央環状線が走っており、西大阪における道路交通の要衝地となっている。

一方、市内の主要な幹線道路となっているのは、市の中央を南北に走る国道309号（大阪千早線）と、東西に走る主要地方道堺大和高田線である。

イ 鉄道

市内には近鉄南大阪線が通っており、河内天美駅、布忍駅、高見ノ里駅、河内松原駅の4駅が設置されている。近鉄南大阪線は大阪阿部野橋駅（大阪府大阪市）と橿原神宮前駅（奈良県橿原市）を結ぶ路線で、特急、急行、区間急行、準急、普通電車が運行されているが、本市内で停車するのは準急と普通電車で、準急は河内松原駅にのみ停車する。

駅別の乗降人員は準急の停車する河内松原駅がもっとも多く、1日当たり約 2万9,000人の乗降人員がある。乗降人員が2番目に多いのは河内天美駅で約 1万6,000人、次いで高見ノ里駅が約 6,000人、布忍駅が約 5,000人となっている（平成22年11月調べ）。

ウ 路線バス

松原市内を運行するバス路線は、4社局（近鉄バス、南海バス、日本城バス、大阪市交通局）が運行する路線と松原市が運行する市内公共施設循環バス（ぐるりん号）がある。

第3節 災害素因の把握（防災基礎アセスメント）

災害素因とは、「当該地域の災害に対する特性」を規定する要因である。つまり、災害が発生した場合、当該地域において生じる事象は、その災害素因（自然的素因／社会的素因）によってある程度決定される。

「松原市防災基礎アセスメント調査」では、次のような市域の災害素因が把握されている。

第1 自然的素因の把握

1 地震災害の自然的素因

- (1) 地盤振動が強く現れる可能性がある地域
- (2) 液状化の可能性がある地域

2 風水害の自然的素因

- (1) 河川はん濫（内水はん濫）の可能性がある地域
- (2) 崩壊の可能性がある地域

第2 社会的素因の把握

1 建物の現況

- (1) 年代別構造別建物棟数
- (2) 木造建ぺい率

2 危険物施設の現況

- (1) 危険物施設数
- (2) 危険物倍数

第3 地域の危険性の総合的把握

松原市域における地震災害及び風水害に対する危険性を総合的に把握すると、次のとおりである。

1 地震災害に対する危険性の総合的把握

地盤振動が強く現れる可能性、あるいは液状化の可能性がある地域のうち、木造建物の密集度（老朽木造建物棟数、木造建ぺい率）が高い地域があり、これらの地域における建物倒壊などの可能性が指摘される。

さらに、危険物施設が多く存在する、あるいは保有している危険物の危険度（危険物倍数）が高い施設が存在する地域では、二次的に火災等の災害が発生する可能性も指摘される。

2 風水害に対する危険性の総合的把握

一部の地域で床上浸水が発生する可能性がある。

ただし、これまで下水道を始めとしたインフラ整備を推進してきた結果、近年では浸水被害の発生は大幅に抑制されている。

第4 求められる防災対策

1 災害予防対策

災害に強いまちづくりの一環として、建築物の安全化・耐震化や延焼遮断帯としての道路・緑道整備を、市街地整備と一体的に推進することが求められる。

これにより、発災直後の人的被害抑止、建物倒壊による避難路遮断の防止、延焼遮断による財産保護など、さまざまな効果が期待される。

2 地震災害応急対策

危険性が指摘される地域に対し、早期に被害情報を収集・伝達し適切な対策を講じることが求められる。

また、要援護高齢者や障害者等の避難行動要支援者への迅速な対応が求められる。

3 風水害応急対策

気象情報に基づいて体制を早期に確立して、危険性が指摘される地域に対しては特に留意して水防活動を実施することが求められる。

また、市民（特に避難行動要支援者）への広報活動と避難誘導を適切に実施することが求められる。

4 その他危機事象についての応急対策

多種多様化する危機事象において、迅速な対応が求められる。

第4節 災害の想定

この計画の作成に当っては、松原市における地勢、気象等、地域の特性並びに過去において発生した各種の災害状況を勘案して起こり得る災害を想定し、これを基礎とした。

発生が予想される主な災害は、次のとおりである。

第1 想定災害

1 地震による災害

- (1) 地震による家屋、都市施設の損壊等
- (2) 地震に伴う火災等

2 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川のはん濫、浸水、ため池の破堤による水害等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

3 集中豪雨等異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池等のはん濫による水害等
- (2) 低湿地域等の排水不良による浸水等

4 市街区域等の家屋密集地域における大規模火災

5 異常干ばつによる災害

- (1) 干ばつに伴う上水道水源涸渇等

6 危険物の爆発等による災害

7 その他

- (1) 航空
- (2) 道路
- (3) 鉄道
- (4) 放射線

第2 地震被害想定

1 大阪府による地震被害想定

大阪府では、次の5つの震源断層を対象として被害想定を実施している。

＜大阪府被害想定の対象震源断層＞

| | |
|---------------|----------|
| 直下型地震（活断層型地震） | 上町断層帶 |
| | 生駒断層帶 |
| | 有馬高槻断層帶 |
| | 中央構造線断層帶 |
| 海溝型地震 | 南海トラフ地震 |

※海溝型地震については、従来のように南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考えて地震活動の長期評価が行われることとなった。

2 本市における地震被害想定

本市では、上記の断層以外に、国道309号線東約300m付近を南北に走る活断層（以下、「推定松原断層」という。）の存在が指摘されている。

本市では、市の地震災害対策上、上記の断層に加え、推定松原断層による被害想定を行うことが重要であると判断し、独自の手法により被害想定を行った。

松原断層の諸元は次のとおりである。なお断層の深さは、大阪府による地震被害想定調査と同様に、兵庫県南部地震に合わせた。

＜推定松原断層の諸元＞

| 震源断層 | 断層の長さ | 断層の深さ | 備 考 |
|--------|-------|-------|--|
| 推定松原断層 | 5 km | 16km | 地形的な特徴により、活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの、又は今後も活動を繰り返すかどうか不明なもの。 [*] |

※国土地理院技術資料D.1—No333「都市圏活断層図 大阪東南部 1：25,000」（平成17年11月発行）より

資料編 資料2－1 大阪府域に関する計測震度等想定結果一覧

資料2－2 南海トラフ巨大地震による計測震度及び液状化の可能性想定結果一覧

3 大阪府との地震被害想定方法の相違

本市では、推定松原断層の被害想定に際し、想定に必要となるデータの制約等から、大阪府が行った被害想定とは別に、独自の方法を用いている。

想定に当っては、府の行った断層の想定結果との比較を行う必要があることから、断層についても市独自の手法で被害想定を行い、府の想定結果による被害規模や地域特性等に大きな隔たりがないことを確認している。

本市で実施した被害想定結果と、大阪府が実施した被害想定のうち、本市に最大の被害を及ぼす結果が得られた被害想定結果は、大阪府被害想定による上町断層系の想定結果であることが分かる（なお、一部のライフライン被害については、南海トラフ地震による被害想定が最大となることに留意する）。

<松原市被害想定結果>

| | | 上町断層帶 | 生駒断層帶 | 有馬高槻 断層帶 | 中央構造線 断層帶 | 南海トラフ地震 | 推定 松原断層 ^{※3} |
|----------------------------------|----------------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|--------------------------|
| 震 度 | | 震度6弱 ～6強 | 震度5強 ～6強 | 震度4 ～5弱 | 震度5弱 ～5強 | 6弱 | 震度5強 |
| 建 物 被 害 | 全壊棟数 | 10,200棟 | 2,100棟 | 0棟 | 100棟 | 299棟 | 87棟 |
| | 半壊棟数 | 9,200棟 | 3,400棟 | 89棟 | 200棟 | 3,379棟 | 193棟 |
| | 出火件数(夕) ^{※1} | 14件 (焼失40件) | 3件 (焼失2件) | 0件 | 2件 | 3件 | 4件 |
| | 死者数 ^{※1} | 150人 | 10人 | 0人 | 0人 | 14人 | 0人 |
| | 負傷者数 ^{※1} | 1,400人 | 900人 | 16人 | 50人 | 516人 | 69人 |
| | 罹災者数 ^{※1} | 60,900人 | 16,800人 | 137人 | 1,000人 | — | 575人 |
| | 避難所生活者数 ^{※1} | 17,700人 | 4,900人 | 41人 | 300人 | 1,895人 | 168人 |
| ライ フ ラ イ ン 被 害 | 停電 ^{※2} | 26,400軒 (44%) | 5,200軒 (9%) | 0軒 | 100軒 | 28,000軒 (49%) | — |
| | ガス供給停止 ^{※2} | 47,000戸 | 6,000戸 | 0戸 | 0戸 | — | — |
| | 水道断水 ^{※2} | 93,000人 (73%) | 96,000人 (75%) | 12,000人 (9%) | 66,000人 (51%) | 123,300人 (99%) | — |
| | 電話不通 ^{※2} (固定) | 22,200回線 | 1,600回線 | 164回線 | 1,600回線 | 11,000回線 | — |

※1 建物被害より算定。

※2 大阪府被害想定結果より算定。

※3 地盤等の想定手法

(1) 地盤

地盤データ未整備のため地盤種によらない簡便法を使用した。

(2) 震度計算

距離減衰式を用いて基盤最大加速度を算出し、各250mメッシュごとに震度を計算した。

(3) 建物被害

築年別震度別の建物大破率テーブルを基に町丁目別に算出した。なお各町丁目がかかるメッシュの最大震度を、各町丁目の代表震度とした。

4 本市の地震被害想定調査結果の位置付け

被害想定調査の結果、推定松原断層による被害規模は、大阪府被害想定の上町断層系による被害規模を大きく下回ることが分かった。

また、これらの断層による被害の地域的な分布を考慮しても、市域内の特定の地域で、推定松原断層による被害が上町断層系による被害を上回るという状況は確認されなかった。

このことから、上町断層系による被害（一部のライフラインについては、南海トラフ地震による被害）を最大級の被害規模と想定し、これに耐え得る対策を実施することにより、推定松原断層を含めた他の断層系による被害にも十分対応可能であるという判断に基づいて、地震災害対策を行うこ

ととする。

第3 被害想定調査結果の活用

被害想定調査結果のうち、被害が最大となる上町断層系による想定に基づき、アルファ化米等（高齢者用・幼児用）、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレ、車椅子用簡易トイレなどの重要備蓄物資、避難所の必要面積などの目標値を設定する。

また、整備目標を達成するために、市域における整備状況を把握して、目標値を下回るものについて重点的な整備を図ることに努める。

資料編 資料16-3 気象庁震度階級関連解説表

第5節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める事項を大綱として示す。

第1 松原市

1 市長公室

- (1) 防災計画及び予防対策に係る総合計画との調整に関すること。
- (2) 広域行政に関すること。
- (3) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
- (4) 広報の総合企画に関すること。
- (5) 広報活動に関すること。
- (6) 広報の編集及び発行に関すること。
- (7) 報道機関との連絡に関すること。
- (8) 情報提供の総括に関すること。
- (9) 防災会議及び地域防災計画に関すること。
- (10) 災害対策本部に関すること。
- (11) 災害救助及び災害見舞金に関すること。
- (12) 災害用備蓄品の整備・保管に関すること。
- (13) 自主防災組織の整備に関すること。
- (14) 被災者生活再建支援法に関すること。

2 総務部

- (1) 統計資料の収集及び整備に関すること。
- (2) 文書の整理、保存及び書庫に関すること。
- (3) 資金計画に関すること。
- (4) 市有財産及び公の施設の総括管理に関すること。
- (5) 庁舎の管理に関すること。
- (6) 電話の維持管理に関すること。
- (7) 公用自動車の運用、維持及び管理に関すること。

3 福祉部

- (1) 福祉事業の企画及び調査に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉関係団体の指導及び連絡調整に関すること。
- (4) 総合福祉会館との連絡調整に関すること。
- (5) 社会福祉施設（福祉部所管に限る。）に関すること。
- (6) ボランティアに関すること。
- (7) 民生委員及び児童委員に関すること。

- (8) 募金その他義援金品に関すること。
- (9) 児童福祉施設の企画立案及び管理運営に関すること。
- (10) 私立保育所の育成及び連絡調整に関すること。
- (11) 母子生活支援施設の入所に関すること。

4 健康部

- (1) 老人福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関すること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律に定める医療に関すること。
- (3) 母子保健法に定める未熟児養育医療に関すること。
- (4) 老人医療費の助成事業に関すること。
- (5) 身体障害者及び知的障害者の医療費の助成事業に関すること。
- (6) ひとり親家庭医療の助成事業に関すること。
- (7) 子ども医療費の助成事業に関すること。
- (8) 老人福祉施設等との連絡調整に関すること。
- (9) 保健センターの管理運営に関すること。
- (10) 感染症予防に関すること。
- (11) 保健所との連絡調整に関すること。
- (12) 医師会、衛生諸団体等に関すること。
- (13) その他地域医療及び保健増進に関すること。

5 市民協働部

- (1) 自治振興会に関すること。
- (2) 広聴の総合企画に関すること。
- (3) 広聴活動に関すること。
- (4) 広聴及び相談に係る各部課等との連絡調整に関すること。
- (5) 苦情、申出及び要望等の受付並びにその情報処理に関すること。
- (6) セーフコミュニティに関すること
- (7) 男女共同参画に関すること
- (8) 交通・防犯に関すること
- (9) 国際化対策に関すること

6 市民生活部

- (1) し尿処理施設に関すること。
- (2) し尿処理に係る委託に関すること。
- (3) 排水路の清掃に関すること。
- (4) 作業用自動車の運用、維持及び管理に関すること。
- (5) 墓地及び火葬場に関すること。
- (6) 屋外広告物に関すること。
- (7) 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること。
- (8) ごみの収集及び運搬に関すること。
- (9) ごみ処理に係る委託に関すること。
- (10) 分別（資源化）センターに関すること。
- (11) ごみの終末処理に関すること。

- (12) 埋火葬許可に関すること。
- (13) 身分証明に関すること。
- (14) 農業用施設の危険防止に関すること。
- (15) 家畜保健衛生に関すること。

7 都市整備部

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 住環境に関すること。
- (3) 都市公園、児童遊園、緑地、街路樹及び緑道等（以下「公園等」という。）の維持管理、運営及び保全に関すること。
- (4) 公園等の占用及び使用許可に関すること。
- (5) 公園等の調査、計画及び事業決定に関すること。
- (6) 公園等に係る工事の設計、施行、監理、監督及び検査に関すること。
- (7) 道路、橋りょう及び交通安全施設の管理及び危険箇所の把握に関すること。
- (8) 市道の災害予防措置に関すること。
- (9) 道路交通の通行制限及び関係機関への連絡協議に関すること。
- (10) 作業用自動車の運用、維持及び管理に関すること。
- (11) 危険防止に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (12) 市営住宅の営繕に関すること。
- (13) 市営住宅入居者の異動管理に関すること。
- (14) 建築基準法に基づく建築指導に関すること。
- (15) 建築物の耐震化に関すること。
- (16) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等に関すること。

8 上下水道部

- (1) 今池水みらいセンターとの連絡調整に関すること。
- (2) 流域下水道計画との調整に関すること。
- (3) 公共下水道の維持管理に関すること。
- (4) 公共下水道台帳に関すること。
- (5) 下水道施設の災害予防措置に関すること。
- (6) 下水道施設災害の復旧資機材の整備に関すること。
- (7) 水道施設の災害予防措置に関すること。
- (8) 水道施設災害の復旧資機材の整備に関すること。
- (9) 災害時における給水活動計画に関すること。
- (10) 広域治水対策に係る関係機関等との協議及び調整に関すること。
- (11) 一級河川の改修工事に係る関係機関等との協議、調整等その推進に関すること。
- (12) 浸水対策ポンプ施設の維持管理に関すること。（公共下水道として管理する施設を除く。）
- (13) その他治水対策に関すること。

9 会計部

- (1) 寄付金の保管に関すること。

10 消防部

- (1) 建築物の防火に関すること。
- (2) 防火対象物の統計に関すること。
- (3) 危険物施設への査察、指導に関すること。
- (4) 危険物統計に関すること。
- (5) 火災予防の企画、立案に関すること。
- (6) 火災予防の広報公聴及び消防広報に関すること。
- (7) 消防車両及び通信施設の整備計画に関すること。
- (8) 消防計画に関すること。
- (9) 水利計画に関すること。
- (10) 火災統計に関すること。
- (11) その他水火消防の予防に関すること。

11 教育委員会

- (1) 防災に関する教育及び訓練に関すること。
- (2) 防災倉庫の管理、運営の協力に関すること。

12 議会部

- (1) 議会との連絡に関すること。

13 応援部

- (1) 他部との連絡に関すること。

第2 大阪府

1 富田林土木事務所

- (1) 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。
- (2) 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること。
- (3) 災害予防、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること。

2 藤井寺保健所

災害時における保健衛生活動・医療救護活動に関し、本市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること。

3 南河内農と緑の総合事務所

- (1) 災害時における本市域の農地、農業用施設等の調査、報告、情報の収集に関すること。
- (2) 災害復旧に関すること。
- (3) 農地防災事業の推進に関すること。

第3 大阪府警察（松原警察署）

- 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 3 交通規制・管制に関すること。

- 4 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 5 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること。
- 6 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- 7 災害資機材の整備に関すること。

第4 大阪航空局（八尾空港事務所）

- 1 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。
- 2 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。
- 3 空港施設の応急点検体制の整備に関すること。
- 4 航空機の運航の安全確保に関すること。
- 5 災害時における航空機による搜索及び救助活動に関すること。

第5 大阪管区気象台

- 1 観測施設等の整備に関すること。
- 2 防災知識の普及・啓発に関すること。
- 3 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
- 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。

第6 近畿地方整備局（大和川河川事務所）

- 1 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること。
- 2 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- 3 公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備に関すること。
- 4 公共土木施設（直轄）の復旧に関すること。

第7 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

- 1 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- 2 災害派遣に関すること。
- 3 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
- (2) 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること
- (3) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信確保に関すること。
- (5) 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7) 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

3 日本赤十字社（大阪府支部）

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (6) 救援物資の備蓄に関すること。

4 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

5 阪神高速道路株式会社

- (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること。
- (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4) 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

6 大阪ガス株式会社

- (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
- (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7 関西電力株式会社

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。

第1編 総則

- (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

8 土地改良区

- (1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備及び防災管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (3) 湿水防除活動に関すること。
- (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

9 近畿日本鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

- (1) 鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

10 松原市医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。

11 松原市歯科医師会

- (1) 災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2) 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

12 松原市薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2) 医薬品等の確保及び供給に関すること。

13 松原市開業獣医師会

- (1) 災害時における獣医療に関すること。

資料編 資料1-1 防災関係機関一覧

第6節 住民、事業者の基本的責務

第1 住民の基本的責務

1 住民の役割

住民一人ひとりが「自らの命は自分で守る」という自助の考え方に対し、平常時より災害に対する備え（建物の補強、家具の転倒防止、食料・飲料水等の生活必需物資の備蓄、救急用品・常備薬等の緊急時持ち出し品の管理、防災訓練への参加等）を心がけるとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。また、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火活動や、近隣の負傷者及び避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営等のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力に努めなければならない。

2 自主防災組織等の役割

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共助の考え方に対し、地域が一体となって安心安全なまちづくりを進めるセーフコミュニティ^(*)の形成に向けて、災害発生時に地域住民が協力して消火、救援活動を行えるように、日常から地域の連帯感を高め、地域の実情に即した防災体制の確立に努めるものとする。また、災害時には、自主防災組織や自治振興会などの住民組織を中心とした初期消火活動や、近隣の負傷者及び避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営等のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を行うものとする。

※ セーフコミュニティとは、WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが推進している「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づく予防に重点をおいた地域との協働による安心安全なまちづくりである。重点取り組み分野としては、災害時の安全のほか、子どもの安全、高齢者の安全、交通安全、犯罪の防止、自殺予防の6分野を設定している。

第2 事業者の基本的責務

事業者は、セーフコミュニティの形成に向けて災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の維持、地域への貢献等）を十分に認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という）を作成するよう努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてこれら事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第7節 計画の習熟と修正

第1 計画の習熟

市及び防災関係機関においては、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から訓練その他の方法によって、この計画の習熟に努めるものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもちろんのこと、企業等においても災害を未然に防止し、又は災害時に迅速かつ的確に災害に対処できるよう、適時、地域住民等の参加を得て防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識の高揚、災害知識の普及を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して防災広報の徹底を図る。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。

なお、計画の修正に際しては、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

また、市、府、指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出する。